

# 男性育休

企業周知義務化により  
取得を確実に!!

政府の全世代型社会保障検討会議にて、企業が従業員に育児休業制度を周知するよう義務付け、男性も希望者全員が育休を確実に取得できるようにとの最終報告案がまとめられました。

2021年の通常国会にて関連法の改正案を提出し、男性育休取得を法改正で促す動きとなっております。

日本では現時点で、男性の育休取得率は7.48% (19年度)にとどまっております。先進国での「30%台」という取得率に比べ、大幅に遅れを取っている事が分かります。

また、男性の育児時間が長いほど第二子以降の出生割合は高くなるというデータもあり、男性の育休取得促進は少子化対策にも大きな課題でした。

そこで、具体的には、

- ・上司が個別に育休取得を働きめる。
- ・育休の相談窓口の設置
- ・職場環境整備

等、22年度にも企業の周知義務を導入するそうです。

昔は、育児は女性の仕事といわれておりましたが、女性の社会進出が進んできた今となつては、育児を夫婦で分かち合い、仕事と両立しやすい環境作りが少子化対策には必須であると思います。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。